

## 第 3 号議案 令和 2 年度事業計画及び収支予算に関する件

### 令和 2 年度 事 業 計 画 ( 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 )

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかで政府は 4 月 16 日、特別措置法に基づく緊急事態宣言を全都道府県に拡大し、さらに 5 月 4 日に緊急事態宣言を 5 月末まで延長することを決定しました。この緊急事態宣言により労働者を休業、雇止め等の措置を取らざるを得ない事業所が出ており、労働環境が大きく変わろうとしています。併せて、県内の多くの企業から当連合会開催予定の技能講習等への参加申込みのキャンセルが多発し、緊急事態宣言予定期間の 5 月末以降も引き続き講習等への参加を見合わせる企業も多くあり、**次項の収支予算案(案)のとおり「当期一般正味財産増減額」が約 1900 万円の減収予定**となっています。

当連合会の目的は定款第 3 条に規定する「勤労者の福祉の増進と産業の健全な発展に寄与すること」であり、同定款第 4 条に 11 項目の実施事項が規定されている一方、労働安全衛生法第 77 条第 6 項によって、登録教習機関は「正統な理由がある場合を除き、毎事業年度、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない」と規定されていることから、労働環境のどのように変動しようとも連合会の目的を果たすために、当連合会の組織体制や経理面での大幅な改善を行うとともに群馬県内の事業所が労働災害ゼロに取り組むために必要とする講習等の事業を次のように計画し実施いたします。

#### 1. 総会・理事会関係

- (1) 通常総会 (5 月)
- (2) 理事会 (5 月、11 月、3 月)

#### 2. 行事・講習会等

##### (1) 産業安全衛生大会

##### ア. 群馬産業安全衛生大会の開催(11 団体主催)

昨年度まで 4 団体を主催団体として実施したが、本年度より 11 団体を主催団体とする「**群馬労働災害防止団体等連絡協議会**」によって 7 月 1 日に実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の「3 つの密」を避けることが困難であるため、中止とし、この大会に代わる措置を検討していきます。

イ. 全国産業安全衛生大会（10月）及び地区協会の大会への参加

(2) 講習等の事業

上記（1）の「群馬労働災害防止団体等連絡協議会」が実施予定の講習等を記載した別紙「令和2年度 各種技能講習等実施計画表」を新規に作成し、当連合会が各団体と群馬労働局との連絡役及びリーダー役となり、その責任を果たしていく。

(3) 群馬地区出張特別試験

出張特別試験 10月17日（土）を実施する。

(4) 関係団体が開催する会議等への出席

ア. 中央労働災害防止協会

イ. 全国労働基準関係団体連合会

ウ. 建設業労働災害防止協会群馬県支部

エ. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部

オ. 林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部

カ. （一社）日本クレーン協会群馬支部

キ. （一社）日本ボイラ協会群馬支部

ク. （一社）日本ボイラ協会群馬検査事務所

ケ. （公社）建設荷役車両安全技術協会群馬県支部

コ. 群馬県砕石工業組合

サ. （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会群馬支部

シ. （公社）日本作業環境測定協会北関東支部群馬分会

ス. 群馬産業保健総合支援センター

セ. 群馬県ゼロ災害運動推進協議会

ソ. 群馬県粉じん障害防止対策推進協議会

タ. 群馬T H P 推進協議会

チ. 群馬衛生管理者協議会

ツ. その他

3. 広報

(1) 会報「群馬労働基準ニュース」発行及びホームページの作成

(2) 参考資料、ポスター、参考図書等の配布

4. 地区協会及び群馬労働局との連携（地区協会連絡会議の開催）

5. 事務局の運営基盤強化

(1) 事務職員規約の改正（国家公務員準用の規約廃止と組織体制の構築）

(2) 経費節減の推進